

大阪市阿倍野区と株式会社ジェイコムウエスト大阪局との連携に関する協定書

大阪市阿倍野区と株式会社ジェイコムウエスト大阪局は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が、緊密な相互連携により、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域活性化に関すること
- （2）防災、減災及び災害対応に関すること
- （3）区政情報や区の魅力の発信に関すること
- （4）その他本協定の目的達成のため必要な事項に関すること

2 両者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また具体的な実施事項については、両者合意の上決定する。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、両者協議の上、決定する。また、両者のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行う。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、両者のいずれもが書面により特段の申し出を行わないときは、本協定はさらに一年間更新され、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第5条 両者は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た秘密情報または個人のプライバシーに関する事項を、第三者に開示、漏えい又はこの協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号

大阪市阿倍野区長

大阪市天王寺区北河堀町1番21号

北河堀ビル3階

株式会社ジェイコムウエスト大阪局
局長